

「みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ管理運營業務」受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南区入札参加資格・指名業者選定委員会要綱（以下「選定委員会要綱」という。）第8条の規定に基づき、「みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ管理運營業務」をプロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(選定委員会の審議事項)

第2条 選定委員会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施の決定
- (2) プロポーザルの実施に関する事項
 - ア プロポーザル評価委員の選定
 - イ 募集要項の作成
 - ウ 評価項目及びそのウエイト等の設定
 - エ その他区長が必要と認めるもの
- (3) 選定に関する審査
 - ア 評価委員会における選定手続
 - イ 受託候補者の順位の決定

(実施の公表)

第3条 プロポーザルの実施の公表にあたっては、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務の具体的な提案

(4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
 - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (3) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (4) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- 委員長 南区 福祉保健センター担当部長
- 副委員長 南区 副区長
- 委員 南区 総務課長
- 南区 こども家庭支援課 学校連携・こども担当課長
- 南区 区政推進課長
- 3 委員長に事故等があり、かけたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分4の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を南区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
- 6 評価委員会当日に欠席の場合でも、開催までに事前評価の提出があった場合は評価点数を集計する。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(提案資格確認の通知)

第8条 実施取扱要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第9条 実施取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時まで提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和元年10月2日から施行する。